

# 東京都建設発生土再利用センター

## 利 用 要 領

[令和4年4月改定版]

主な要領のページ案内です。

○ 利用日等について	1
○ 受入基準について	1~2
○ 利用料金・比重について・改良土の品質基準	2
○ 申請手続きについて	3
○ 利用券について	4
○ 利用変更手続きについて	5
○ 完了・払戻・不足分の請求について	5
○ 建設発生土の運搬について	6
○ 搬出入車両の利用順序	7
○ 手続きフロー	8
○ 再利用センター周辺案内図	9
○ 普通土の利用について（PRページ）	10
○ 土質検定試験書及び土質調査書について	11
○ 試料採取方法	12
○ 「土質検定試験書」・「土質調査書」提出フロー	13
○ 有害物質土質検定試験の項目・基準値及び検定方法	14
○ ゲート管理システムの取扱いについて	15
○ 土量変更の手続きについて	16

# 東京都建設発生土再利用センター利用要領

平成 7 年 4 月 1 日 制 定  
(第 28 回) 令和 4 年 4 月 1 日 一部改定  
公益財団法人 東京都都市づくり公社  
<http://www.toshizukuri.or.jp/>

## 1 利用場所・利用に関する問合せ (改良土・建設発生土の搬出入、利用申請・利用券の交付等)

東京都建設発生土再利用センター (以下「再利用センター」という。)  
〒135-0066 江東区海の森三丁目 4 番地 5 0  
TEL 03(3520)0982 FAX 03(3520)0827  
<http://www.toshizukuri.or.jp/information/tokyo-sairiyo.html>

## 2 利用日時等

### (1) 改良土・建設発生土の搬出入

利用時間帯	昼 間 8:30~17:00	夜 間 22:00~5:00
利用日	月曜日～土曜日	
休業日	8月13日～16日、12月28日～1月4日、 日曜日、祝日(振替日を含む。)、その他定める日	

### (2) 利用申請・利用券交付等の受付

日 時	月曜日～金曜日、9:00～16:30
休業日	8月13日～16日、12月28日～1月4日、 土曜日、日曜日、祝日(振替日を含む。)、その他定める日

【お知らせ】 重要 発注機関の担当者及び利用される皆様へお願い

近年の異常気象に伴い、台風が巨大化し、激しい風雨が発生しています。このような気象の中でも、再利用センターは休まず運営し続けてまいりました。

しかし、再利用センター営業の安全確保や施設機能が維持できない場合に限り、台風接近の気象状況により施設を閉鎖し、利用受入を中止させていただきます。このような気象状況になった場合でのご利用は、施設を予告なく閉鎖する事もあるため、事前に電話で確認するようお願いいたします。

## 3 利用対象工事及び受入基準

### (1) 利用対象工事 再利用センターから 30 km (半径) 範囲内の都関連公共系工事

(第二種改良土の持ち出しについては、建設発生土を持ち込む工事を原則とします。但し、普通土の持込[搬入]のみについては、特に制限はありません。)

### (2) 受入基準

- ① 土壌汚染対策法の指定区域※1、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域※2に該当する工事からの建設発生土は受入できません。

※1 土壌汚染対策法の指定地域については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated\\_areas.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/soil/law/designated_areas.html)

※2 ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域については、環境省のホームページで確認ができます。

<http://www.env.go.jp/council/10dojo/y100-20/ref05.pdf>

- ② 「土壌汚染対策法施行規則」別表第3及び同別表第4、及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」に示す有害物質が含まれていない建設発生土。（11～14ページ参照）
- ③ 廃棄物等（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、木くず、木根、金属くず、廃塩化ビニル、瓦、廃プラスチック等）が混入している場合は、受入れできません。
- ④ 受入土質及び土質区分

土質区分	受入土質
第一種建設発生土	砂質土
第二種建設発生土	砂質土・改良土
第三種建設発生土	砂質土・粘性土・火山灰質粘性土（関東ローム）・改良土

注1 土質区分は、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）の表—1及び表—2による。

注2 セメント系、珪酸塩系等の地盤改良材が含まれているものは受入れできません。

- ⑤ 高含水比ではなく、悪臭のしない建設発生土。  
含水比の判断は、当分の間、第四種建設発生土以上を対象とすることから、粘性土（シルト）であって、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合、地山状態でコーン指数を測定し、200kN/m<sup>2</sup>以上であることを確認するものとします。
- ⑥ 化学的改良として、不溶化材を用いて不溶化処理された土壌については受入れできません。

#### 4 利用料金表

種別	金額	消費税額	利用料金（税込）	備考
発生土持込 [昼間] [夜間]	4,000円/m <sup>3</sup> 5,000円/m <sup>3</sup>	400円 500円	4,400円/m <sup>3</sup> 5,500円/m <sup>3</sup>	
改良土持出 [昼間・夜間]	1,500円/m <sup>3</sup>	150円	1,650円/m <sup>3</sup>	積込みを含む
普通土持出 [昼間]	無料			積込みを含む 夜間は持出なし

※ 振込手数料は利用者のご負担となります。

なお、体積(m<sup>3</sup>)は、台貫で計量した重量(t)を下表の種別ごとの比重で換算しています。

種別	比重
発生土持込	1.8 t/m <sup>3</sup>
改良土持出	1.5 t/m <sup>3</sup>
普通土持出	1.65 t/m <sup>3</sup>

## ※改良土品質基準

改良土の品質は、東京都道路占用工事要項で定める第2種改良土の基準を満たしています。  
(必要な場合は、お申し出により品質証明書を発行します。)

- ① 最大粒径：13mm以下
- ② CBR：3%以上、20%以下

## 5 予約及び利用申請から完了までの手続き

### (1) 単年度精算

すべての工事案件において、単年度ごとに精算していただいております。従いまして、利用期間当該年度末（3月31日）をもって工事は完了扱いとなり、発行済みの「再利用センター利用予約書」[様式3]（以下、「予約書」という。）、「再利用センター利用申請書」（以下、「申請書」という。）、「再利用センター利用券」（以下、「利用券」という。）を翌年度4月以降に使用することはできませんのでご注意ください。

翌年度、引続き利用される場合には同じ工事案件であっても、再度利用手続きが必要となります。工事発注者は翌年度の予約書を準備してください。ただし、前納した振込金額については翌年度の手続きを行うことによって繰越すことができます。なお、繰越できる金額は振込金額合計金から当該年度に利用した料金を差引いた金額になります。

※ 繰越手続きに関しては受付窓口までご相談ください。

### (2) 予約及び利用申請方法

#### ① 予約方法



利用者（工事受注者）は、工事契約締結後に発注機関の工事担当者から予約書をお受け取りください。本予約書に必要事項を記入し、工事監督員の確認印を得て、書類を再利用センターへFAXまたは郵送等で予約申込みをしてください。（予約後、再利用センターより利用申請書等の書類が送付されます。）

※ 予約申込時に土量変更がある場合は受付窓口へご連絡ください。

#### ② 利用申請書等の送付内容

- 〔ア〕 再利用センター利用(変更)申請書 [様式 4-1]
- 〔イ〕 再利用センター利用車両申請書 [様式 4-2-1]
- 〔ウ〕 再利用センター利用券発券申請書 [様式 4-3-1]
- 〔エ〕 再利用センター利用料金振込明細 [様式 4-4]
- 〔オ〕 「土質検定試験書」[様式 1] もしくは「土質調査書」[様式 2]（持込土の場合）

※ 再利用センター利用券の申込FAX時に「土質検定試験書」もしくは「土質調査書」が確認できない場合は発券できませんのでご了承ください。なお、「土質検定試験書」には計量証明書(有害物質土質検定試験結果)を添付してください。また、有害物質土質検定試験等に関しては11～14ページを参照してください。

#### 〔カ〕 改良土品質証明書発行申請書

※ 有害物質土質検定試験対象工事については、上記書類を試料採取等の事前協議終了後、利用者へ送付します。

③ 利用申請方法

利用者は上記〔ア〕～〔エ〕に必要事項を記入し、工事監督員の確認印を受けた後、再利用センターにFAXでお申込みください。

発生土持込の場合は上記〔オ〕も必要になります。(11～13 ページ参照)

④ 利用券等交付日の通知

再利用センターは上記〔ア〕～〔エ〕及び〔オ〕を確認後、利用者へ利用券等の交付日をFAXで通知します。

※申請から交付まで1週間程度かかります。

⑤ 利用料金のお支払について

利用料金のお支払いは前納制です。利用申請時まで振込み願います。振込は銀行振込・インターネット振込をご利用ください。また、前納した利用料金は完了時に精算(払戻・不足金)いたします。(5 ページ参照)

※ 振込みをする際の書類には 受付番号(例: 20\*\*-001234-T) を必ず記入してください。

振込口座名	公益財団法人 東京都都市づくり公社	発生土口
振込銀行	みずほ銀行 八王子支店	
口座番号	普通 2958085	

ハッセイドグチ

注意: 上記口座は東京都建設発生土再利用センターの口座です。

青梅建設発生土再利用事業所の口座ではありませんので、お間違えのないよう注意して下さい。

⑥ 利用券等の交付

利用券等交付日の通知後、再利用センター受付窓口までお越しください。

交付手続き時には、発生土持込の場合は上記〔ア〕～〔オ〕、改良土持出の場合は上記〔ア〕～〔エ〕、普通土持出の場合は上記〔ア〕～〔ウ〕の申請書の原本(コピー不可)及び印鑑(受領印)をご持参ください。各申請書の内容を確認した後、再利用センター利用券(磁気カード)を交付いたします。

(3) 利用券について

① 利用券は1台の車両(ダンプトラック)が1回の運搬に1枚必要です。従って、発生土を持込み、改良土を持出す場合はそれぞれ1枚ずつ必要になります。

② 発券申請は利用土量に応じて、一括または分割のいずれかの方法が選択できます。

③ 利用券の有効期限は申請書の利用期間内です。(年度を越えての使用はできません)

工程を考慮して利用期間を設定してください。また、利用期間内であっても利用土量分が振込金額を超過した利用はできません。

④ 利用券は申請に関する情報が記憶されています。出入口ゲートで機械処理しますので、折り曲げたり汚したりしないでください。また、直射日光等の熱により変質する場合がありますので大切に保管してください。

⑤ 利用種別により、下記のとおり色分けしています。

発生土持込 ( T ) 青 (「土質検定試験書」を提出した工事)

〃 ( T ) オレンジ (上記以外の工事)

改良土持出（ K ）	黄
普通土持出（ S ）	緑

※ T, K, Sは受付番号の末尾に表示されている記号です。

- ⑥ 第三者への譲渡はできません。
  - ⑦ 以下の場合は無効として直ちに回収します。
    - 〔a〕有効期限が切れているもの。                      〔b〕譲り受けたもの。
    - 〔c〕券面の記載事項を改変したもの。                  〔d〕そのほか不正な利用をしたとき。
  - ⑧ 交付後は、利用券の再発行はしません。
- ※ 不慮の事故等の場合は受付窓口までご連絡ください。

#### (4) 利用変更

利用申請後に申請内容等を変更する場合、下記書類を再利用センターへ提出してください。

- ① 期間の延長・短縮を変更する場合  
再利用センター利用（変更）申請書 [様式 4-1]
- ② 土量を変更する場合  
再利用センター利用（変更）申請書 [様式 4-1]（増量・減量に必要）  
再利用センター利用券発券申請書 [様式 4-3-1]（増量に必要）  
※ 土量変更の手続きは 16 ページを参考にしてください。
- ③ 車両(ダンプトラック)を追加する場合  
再利用センター利用車両申請書 [様式 4-2-1] ※ 代表者印省略可
- ④ 会社名・代表者・代表印・現場代理人・所在地電話等を変更する場合  
申請者（利用者）変更届 [様式 4-1-2]

#### (5) 利用完了

利用者は、利用完了後速やかに再利用センターへ連絡してください。センターは利用状況確認後、再利用センター利用完了届 [様式 7-1] を作成し、郵送します。利用者は送付された再利用センター利用完了届の内容を確認し、工事監督員の承認印を得て、書類を再利用センターへ提出(来所もしくは郵送)してください。同時に、未使用の利用券は再利用センターに返却してください。

※ 利用券を紛失した場合、実費負担となることがありますので、ご注意ください。

#### (6) 払戻申請

振込金の合計額が、利用完了時の利用金額より過払いの場合は、ただちに再利用センター利用料金払戻申請書 [様式 7-2] と支払金銀行振込依頼書を提出してください。

払戻金は、支払金銀行振込依頼書の指定口座へ振込みます。

##### ※払戻申請についての注意

利用期間当該年度末（3月31日）終了後、翌年度末（翌年3月31日）までに払戻申請が行われなかった場合、払戻金の受領を放棄したものとみなし、その後の払戻申請に応じることが出来なくなります。

また、繰越申請の手続きが行われなかった場合も、同様の扱いとなります。

(7) 不足分請求

利用完了時の利用料金が、案件ごとの振込金の合計額を超えている場合は、不足分を請求します。再利用センターから請求書を送付しますので、至急、お支払いください。

## 6 建設発生土の運搬について

車両の運行に当って、利用者は騒音・振動・塵埃等の防止に努めるとともに、下記事項に留意してください。

(1) 車両の制限

- ① 入口台貫上で土の状態が確認できない車両の受入を禁止する。(例 トン袋、土のう袋に入れてあり土の状態が確認できないもの。)また、発生土を降ろすにあたりダンプアップできない車両での持込禁止。
- ② 再利用センター利用車両申請書〔様式 4-2-1〕で申請した車両。  
※ 申請車以外の車両を急きょ使用する場合は受付窓口までご連絡ください。
- ③ 台貫で計量できる車両。  
※ 台貫(トラックスケール)：幅 3.0m、長さ 8.0m
- ④ 利用車両は、自重計の取付け、荷台枠の大きさ等、国土交通省令で定めた事項を遵守してください。
- ⑤ 利用車両は、過積載にならないように政令で定める事項を厳守してください。

(2) 再利用センター内の利用について(注意事項)

① 受入土質の確認

荷台をシート等で覆っている車両は、必ず入口ゲート前の駐車場で外してください。

係員の検分の結果、受入基準を満たさない建設発生土は、そのまま持ち帰ることになります。また、建設発生土を再利用センターに搬入する際は、あらかじめ工事現場内から発生した土質(他の土質は搬入できない。)であることを確認してください。

② 入口ゲート〔3機〕

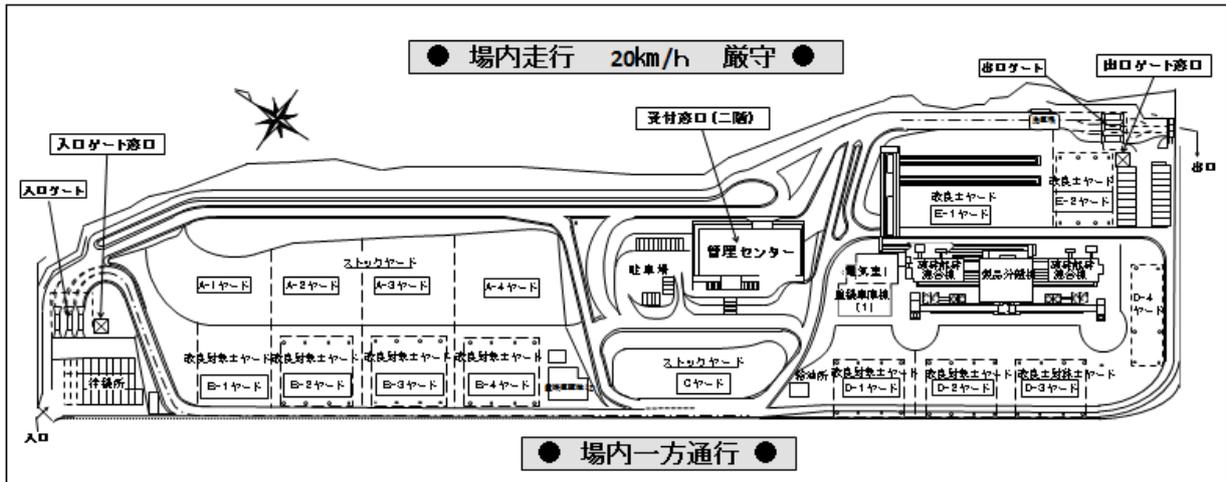
土砂止め(サイドゲート)が閉じていることを確認して台貫へ乗り、サイドブレーキを引いて確実に停止します。読み取り装置(ポスト盤)の目的ボタンを押してから、利用券(1回の利用につき1枚必要)を挿入してください。

利用券をチェックして入場が許可されると、音声ガイドで利用施設(ヤード)が案内されます。その際、読み取り装置から利用券を受け取り、指定のルートに従い利用施設へ運行してください。

③ 出口ゲート〔3機〕

車両は洗車場を通り、台貫で一旦停止して、読み取り装置に利用券(入口ゲートで使用したもの)を挿入し、利用証明として発行した計量票を受け取って退場してください。なお、出口の読み取り装置(ポスト盤)では入場時のデータと内容の確認を行っております。

## 建設発生土再利用センター案内図



### 搬出入車両（ダンプトラック）の利用順序

[入口ゲート]

↓

台貫上で停止

↓

読取り装置の目的ボタンを押して利用券を挿入

↓

音声ガイド及び利用券に表示された利用施設番号のヤードへ

↓

※ 読取り装置から戻った利用券は忘れずに受け取ってください。

[各ヤード]

↓

持込土降ろし・改良土・普通土積込

[出口ゲート]

読み取り装置に利用券を挿入し、計量票を受け取って退場

※ 計量票は再発行できませんので、大切に保管してください。

### 利用申請手続き等の利用順序（タクシー利用者）

[入口ゲート]

↓

入口ゲートを通り、管理センターで降りる。

[管理センター]

↓

外階段を昇り二階玄関より入る

[受付窓口]

### 利用申請手続き等の利用順序（路線バス利用者）

[入口・出口ゲート]

↓

入口・出口のゲート窓口に立寄り、係員の指示に従って下さい。

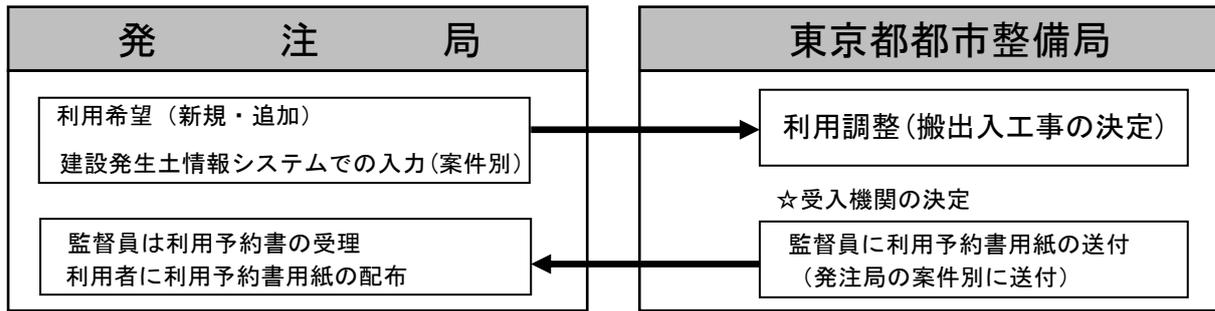
[管理センター]

↓

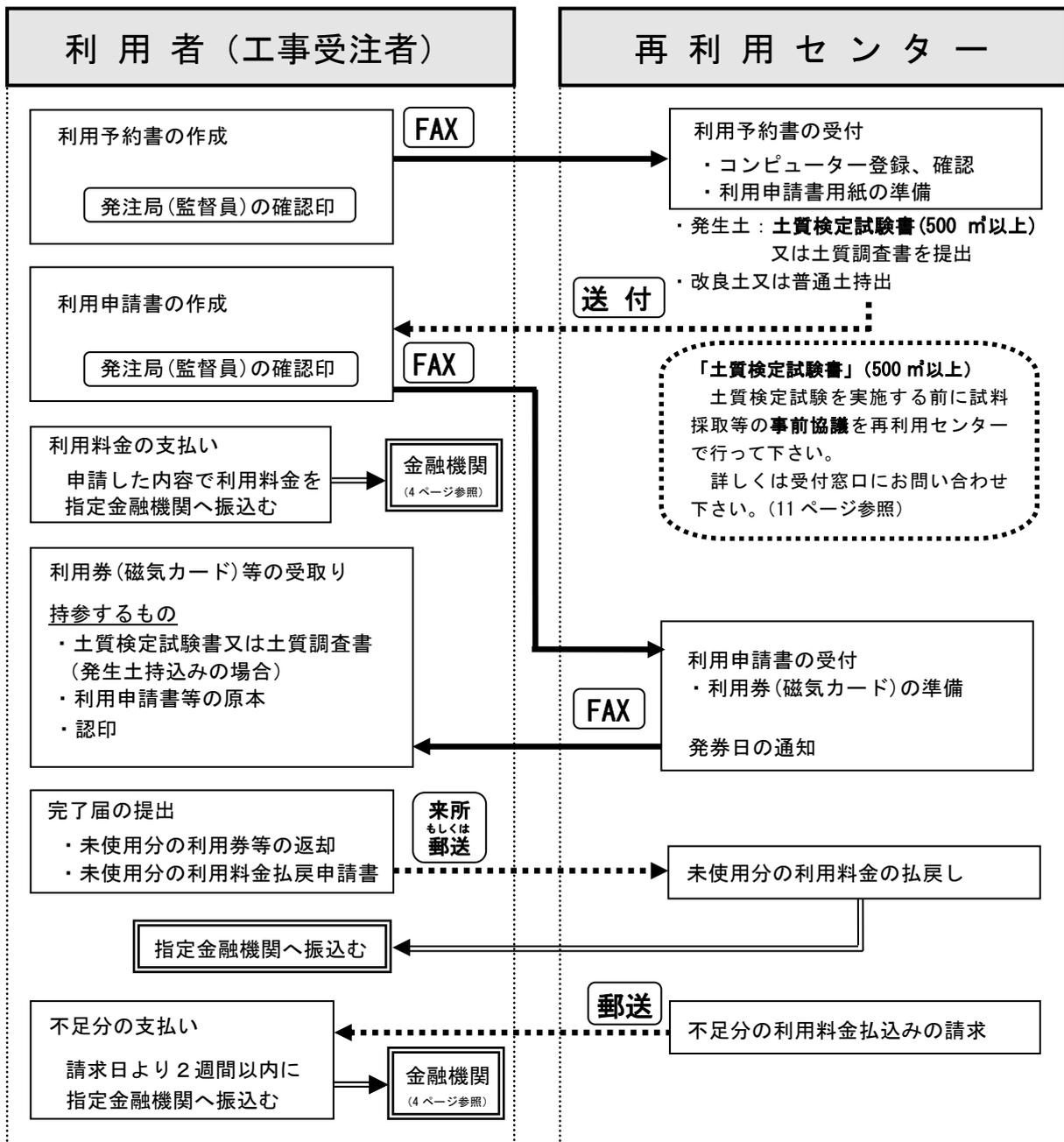
外階段を昇り二階玄関より入る

[受付窓口]

# 再利用センターの利用手続きフロー



※土量変更は 16 ページ参照



## 再利用センター案内図



### 車の場合

再利用センターの前面道路(南北線)は、入口から入場して下さい。入場後は、係員の指示に従い、場内規定速度(20km)を遵守して下さい。台場方面からは第二航路海底トンネルを通り、中防大橋内側交差点を左折し、次の信号で左折して突き当りを右折し直進して下さい。海の森大橋を通行の場合は、海の森トンネルの側道(地上部)を通行して、入口から入場して下さい。

### 電車の場合

東京テレポート駅(りんかい線)・テレコムセンター(ゆりかもめ線)から、都バスまたはタクシーでご来場下さい。  
第二航路海底トンネルは、徒歩での通行ができません。

都バスは【波(なみ)01】が利用できません(東京テレポートから、テレコムセンター経由)。**環境局中防合同庁舎前**または**中央防波堤**で降車徒歩15分です。センター内は、歩行禁止のため入口・出口ゲート窓口で案内を受けて下さい。

タクシーを利用する場合は、「**東京都建設発生土再利用センター**」と教えてください。

※各交差点名の標識はありません。

## 普通土（ストック土）の利用について

当センターでは普通土については、ストックヤードにおける天日乾燥やバックホーによる攪拌等により、含水比の低下等を図っていましたが搬入土の中の混入物（コンクリートガラ、木片やビニール類の軽廃物、金属屑等）は、十分には除去できませんでした。

平成20年度からは「移動式分別機（トロンメル）」を導入して混入物の除去と土の均一化に取り組み、品質の向上に成果を上げています。

今後、普通土の用途拡大が図れるように、工事計画時には、是非、普通土の利用を積極的にご検討ください。

搬入土をバックホウで投入し稼動状態のマシン



分別処理された普通土



ガラ等の混入物の除去



普通土についての問合せ先

東京都建設発生土再利用センター  
連絡先 TEL 03-3520-0982

## 有害物質に関する土質検定試験書・土質調査書提出基準

注 土壌汚染対策法の指定区域、ダイオキシン類対策特別措置法の対策地域に該当する工事からの建設発生土は受入れできません。(1 ページ受入基準参照)

### 1 対象となる工事について

建設発生土を搬入する全ての工事が対象になります。

建設発生土の発生する工事場所、工事方法、工事規模等により、「土質検定試験書」または「土質調査書」を提出してください。

「有害物質土質検定試験」とは、土壌汚染対策法施行規則（令和 2 年 4 月 2 日環境省令第 14 号）別表第 4 及び同別表第 5 による試験のことです。

「ダイオキシン類試験」とは、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）による試験のことです。 ※ \_\_\_\_\_ 線部分は、平成 14 年 7 月 22 日環境省告示第 46 号改正で加筆

### 2 事前協議（施工図面等）について 事前協議はお早めに

利用者は、有害物質土質検定試験を実施する前に再利用センターと事前協議を行ってください。その際は電話で協議日を調整し、来所時は案内図・施工数量表・特記仕様書・施工図面（施工距離及び面積が判る図面）を再利用センターに持参して、試料採取箇所・方法等の確認を受けてください。

### 3 「土質検定試験書」・「土質調査書」の提出について

#### (1) 「土質検定試験書」の提出

##### ① 「有害物質土質検定試験」・「ダイオキシン類試験」対象工事

下記ア～エのいずれかに該当する工事とします。

ア ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設※1 の敷地及び跡地での工事

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）別表第 1 に掲げる工場及び同別表第 2 に掲げる指定作業場※2 の敷地及び跡地での工事

ウ 河川・港湾・湖沼から発生する水底土砂を搬入する工事

エ その他再利用センターが必要と認めた工事

※1 ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/guide/table\\_01.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/guide/table_01.html)

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/guide/table\\_02.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/guide/table_02.html)

※2 環境確保条例の工場と指定作業場については、東京都環境局のホームページで確認ができます。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/attachement/koujyou%20siteisagyoujyou.pdf>

##### ② 「有害物質土質検定試験」対象工事

下記ア～エのいずれかに該当する工事とします。

ア 1 件工事で、500 m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬入する工事

イ 河川敷（跡地）での工事

ウ トンネル、シールド工事

エ その他再利用センターが必要と認めた工事

③ 内容

「4 有害物質土質検定試験の項目・基準値及び検定方法」及び「5 ダイオキシン類試験の項目・基準値及び検定方法」に基づき、有害物質土質検定試験を実施し、「土質検定試験書(様式1)」及び「試料採取地位置図」「試料採取状況写真」を提出してください。

④ 試料採取方法

項目	採取基準など
試料採取箇所	[A] ① ア～ウ・②ア～ウについて 面積 2,000 m <sup>2</sup> ごとに1箇所とします。ただし、トンネルや管路等の工事は延長 300mごとに1箇所とします。 (例：面積 7,500 m <sup>2</sup> の場合は、3箇所) (例：延長 800mの場合は、2箇所) 面積 2,000 m <sup>2</sup> または延長 300m未満の場合は最低1箇所とします。 [B] ① エ・②エについて 再利用センターが指示する箇所数とします。
採取地点及び方法	[A] 原則として、地表面(土層上面)より 50cm 前後の1地点から採取します。 [B] ダイオキシンの採取地点は地表面(土層上面)より 5 cm 前後の1地点から採取します。 [C] トンネル工事の地中内の掘削工事の場合は、断面内またはその付近から採取します。

(2) 「土質調査書」の提出

① 対象工事

上記(1)①・②の全てに該当しない工事で、土地の利用、造成材料等の状況から、有害物質含有のおそれがないと思われ、有害物質土質検定試験の必要がない工事とします。

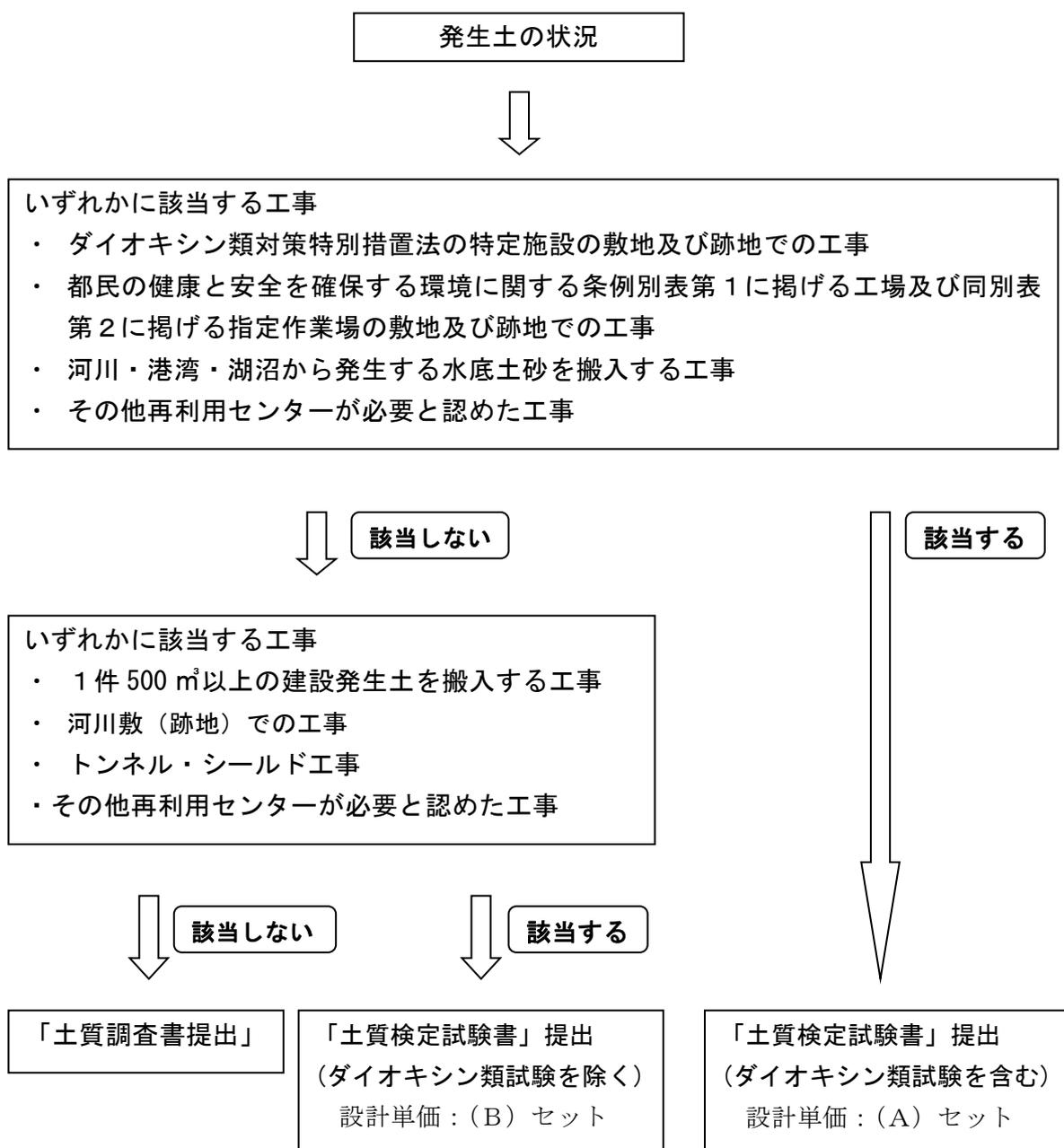
② 内容

有害物質土質検定試験をせずに、工事発注部局の担当者が「土質調査書(様式2)」に、工事現場の状況等を記入して提出してください。

なお、土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づき調査を行っている場合は、その写しを提出してください。また、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の施行に伴う都府有地に係る土壤汚染対策について」(平成13年9月28日付13環改有第167号環境局長通知)に基づく事前協議を行っている場合は、その写しを提出してください。

再利用センター利用券の申込[FAX]時に「土質検定試験書」もしくは「土質調査書」が確認できない場合は発券できませんのでご了承ください。  
(「土質検定試験書」・「土質調査書」の原本は、建設発生土を再利用センターへ持込む前までに提出してください。)

## 「土質検定試験書」・「土質調査書」提出フロー



#### 4 有害物質土質検定試験の項目・基準値及び検定方法

有害物質土質検定試験の項目・基準値は、土壤汚染対策法施行規則（令和2年4月2日環境省令第29号）別表第4及び同別表第5によります。（平成31年3月20日付一部改正を公布）

検定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号（平成31年3月20日付一部改正を公布）及び平成15年3月6日環境省告示第19号によります。

##### <別表第4（第31条第1項関係）>

試験項目	単位	基準値	試験項目	単位	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.003以下	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.01以下
六価クロム化合物	mg/ℓ	0.05以下	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下
クロロエチレン	mg/ℓ	0.002以下	チウラム	mg/ℓ	0.006以下
シマジン	mg/ℓ	0.003以下	1・1・1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1.0以下
シアン化合物	mg/ℓ	検出されないこと	1・1・2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.01以下
1・2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.01以下
1・1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	0.8以下
1・2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の和)	mg/ℓ	0.04以下	ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下
1・3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	1.0以下
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと
水銀及びその化合物	mg/ℓ	0.0005以下	有機りん化合物	mg/ℓ	検出されないこと
アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下

##### <別表第5（第31条第2項関係）>

試験項目	単位	基準値	試験項目	単位	基準値
カドミウム及びその化合物	mg/kg	45以下	鉛及びその化合物	mg/kg	150以下
六価クロム化合物	mg/kg	250以下	砒素及びその化合物	mg/kg	150以下
シアン化合物(遊離シアン)	mg/kg	50以下	ふっ素及びその化合物	mg/kg	4000以下
水銀及びその化合物	mg/kg	15以下	ほう素及びその化合物	mg/kg	4000以下
セレン及びその化合物	mg/kg	150以下			

#### 5 ダイオキシン類試験の項目・基準値及び検定方法

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成14年7月22日環境省告示第46号）によります。

基準値（土壌） 1,000 pg-TEQ/g以下

## ゲート管理システム未利用(システム障害等)時の取扱いについて

利用土量の算定は、ゲート管理システムによる台貫計量及び記録を行い、これを再利用センター運営管理システムで集計しています。

しかし、ゲートポスト(磁気カード投入口)の損傷・故障などの異常、混雑時の緩和処理やその他の理由でゲート管理システム(台貫計量)が利用できない場合は、以下のとおりケースに応じた重量で集計します。

[ケース1] 持込量・持出量の台貫計量ができない場合は、積載量を次のとおりとします。積載量が下記と違う場合は、受付に連絡してください。

(1) 発生土持込量

大型車は1台当り 10.0 t

中型車は1台当り 7.7 t

小型車は1台当り 4.0 t

(2) 改良土・普通土持出量

大型車は1台当り 10.0 t

中型車は1台当り 7.7 t

小型車は1台当り 4.0 t

[ケース2] 持込・持出を1台の車両で行い、空車の車両重量が計量できない場合は、下記の重量を空車重量として計算します。

大型車は1台当り 10.0 t

中型車は1台当り 5.3 t

小型車は1台当り 4.0 t

ゲートポストの誤操作等により、適正ではない計量票が発行された場合は、土量の修正を行います。

## 改良土・普通土持出時の積込み目安について

各ヤードにおける利用土の積込み作業を、迅速かつ効率的に実施するため、原則として当該車両の積載量に対応する土量を積込むことにしています。

改良土・普通土の積載量の目安は、次のとおりです。

大型車は1台当り 約 10.0 t

中型車は1台当り 約 7.7 t

小型車は1台当り 約 4.0 t

このため、持出車両の積載量以下の積込みを希望する場合は、あらかじめ積込時に職員へ申し出てください。

なお、出口ゲートで台貫計量したときに発行される「計量票」を必ず確認し、保管してください。

## 土 量 変 更 の 手 続 き

※土量の変更は、都市整備局（建設副産物担当）並びに再利用センター（受付）まで連絡してください。

### 1 増量する場合

(1) 100 m<sup>3</sup>以上の変更（新規の場合と同じ）

① 予約書の発行について

発注機関担当者は、発生土情報システムに既整理番号に枝番を付し入力してください。可判定後、増量分の再利用センター利用予約書を発注機関宛てに発行します（可判定された案件は、発生土情報システム土量情報の“利用調整の状態”が「調整済」になります。）

② 利用者の申込について

- ・ 再利用センター利用（変更）申請書[様式 4-1]
- ・ 再利用センター利用券発券申請書[様式 4-3-1]
- ・ 再利用センター利用予約書[様式 3]（①の増量分は工事監督員印省略可）
- ・ 再利用センター利用料金振込明細[様式 4-4]

利用者は上記書類を準備し、再利用センターへFAXしてください。

③ 利用券について

②の書類を確認後、「再利用センター利用券」を交付します。

※土量の変更に伴い発生土の総土量が500 m<sup>3</sup>以上になる場合、有害物質土質検定試験の対象工事に該当します。土量変更後、有害物質土質検定試験に係る試料採取等の事前協議を行って下さい。事前協議の予約は、受付窓口（03-3520-0982）まで連絡ください。

(2) 100 m<sup>3</sup>未満の変更

① 土量の修正

発注機関担当者は発生土情報システムに登録されている既整理番号の土量を修正してください。

② 利用者の申込について

- ・ 再利用センター利用（変更）申請書[様式 4-1]
- ・ 再利用センター利用券発券申請書[様式 4-3-1]
- ・ 再利用センター利用料金振込明細[様式 4-4]

利用者は上記書類を準備し、再利用センターへFAXしてください。

③ 土量の照合

再利用センターは上記①と②の土量の確認を行います。

④ 利用券について

③の終了後、「再利用センター利用券」を交付します。

### 2 減量及び中止する場合

発注機関担当者は、減量の場合には発生土情報システムの土量情報の土量を修正してください。中止の場合は、発生土情報システムの工事情報の「中止」をチェックし、土量情報の土量を0 m<sup>3</sup>に修正してください。 ※修正後、必ず更新ボタンをクリックしてください。